

目黒区

移動支援事業のご案内（概要）

屋外での移動が困難な障害者（児）の社会生活上必要不可欠な外出、社会参加等を目的とした外出時の移動を支援する事業です。

目黒区内に居住する屋外での移動が困難な障害者等で次に該当するかが対象

- 体幹または下肢に障害があり、肢体不自由の程度が2級以上のかた
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた（または、これに準ずるかた）で医師から必要とされたかた
- 愛の手帳の交付を受けているかた
- 障害者総合支援法に該当する難病のかたで医師から移動が困難と判断されたかた

利用できる外出

- 社会参加
金融機関等手続き、冠婚葬祭、趣味の活動や映画鑑賞及び散歩などの余暇活動
- 通学等介助
小中高等学校などの通学、生活介護、自立訓練、就労継続支援 B 型等の通所
※利用には要件があります。詳細は区へお問い合わせください。

利用までの大まかな流れ

- 区 障害者支援課 へ申請
↓
- 区にて支給の要否の決定、支給量、支給期間、利用者負担額等を決定
↓
- 支給決定通知と受給者証（本体と別冊）の受け取り
↓
- サービスを提供する事業者と契約を締結
↓
- サービスを利用



区公式ホームページ QRコード

詳しくは、下記担当所管 または「目黒区移動支援事業についてご案内（ご利用のかたへ）」をご覧ください。

目黒区健康福祉部	障害者支援課	身体障害者相談係	03-5722-9108
		知的障害者相談係	03-5722-9851
		精神障害福祉・難病係	03-5722-9369
（給付費について）	障害施策推進課	障害福祉給付係	03-5722-9254